

愛媛県高等学校文化連盟専門部細則

(名 称)

第1条 愛媛県高等学校文化連盟に次の専門部を置く。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 演劇部 | (10) 書道部 |
| (2) 合唱部 | (11) 写真部 |
| (3) 吹奏楽部 | (12) 放送部 |
| (4) 器楽・管弦楽部 | (13) 囲碁部 |
| (5) 日本音楽部 | (14) 将棋部 |
| (6) 吟詠剣詩舞部 | (15) 弁論部 |
| (7) 郷土芸能部 | (16) 小倉百人一首かるた部 |
| (8) マチングバント・バントリング部 | (17) 文芸部 |
| (9) 美術・工芸部 | (18) 自然科学部 |

(事務局)

第2条 各専門部の事務局は、専門部会長が指定する学校に置く。

(設置及び廃止)

第3条 専門部の設置及び廃止は、評議員会の議決により決定する。

(業 務)

第4条 専門部は次の業務を行う。

- (1) 発表会等の開催
- (2) 関係諸機関との連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組 織)

第5条 専門部は、各高等学校の各部門に所属する教職員をもって組織する。

(役 員)

第6条 各専門部に次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門部長 1名
- (3) 専門副部長 若干名
- (4) 専門委員 若干名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 専門部会長は、評議員の互選により選出する。
- (2) 専門部長は、部会長が推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 専門副部長及び専門委員は、専門部長が推薦し、部会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 専門部会長は、専門部を代表する。
- (2) 専門部長は、部の運営を統括し、専門副部長は、専門部長を補佐する。
- (3) 専門委員は、専門部の運営にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 専門部の会議は、必要に応じ専門部会長が招集する。

附 則

この細則は、昭和62年4月22日から施行する。

附 則

平成元年4月24日一部改正施行する。(第1条)

附 則

平成4年4月28日一部改正施行する。(第1条)

附 則

平成6年4月19日一部改正施行する。(第1条)

附 則

平成18年4月20日一部改正施行する。(第1条)

附 則

平成28年4月15日一部改正施行する。(第1条)